

食品安全委員会は、科学的な知見に基づき客観的かつ中立公正に、リスク評価（食品健康影響評価）を行っています。7名の委員で構成される委員会の下に、12の専門調査会とワーキンググループを設置し、専門的に検討を進めています。それぞれの専門調査会やワーキンググループの仕事を紹介していくリスク評価の窓、第3回は「動物用医薬品専門調査会」です。

動物用医薬品とは、動物の病気の診断や治療、予防等を目的として、主に動物専用で使用される医薬品のことです。動物用医薬品を製造販売するためには、品目ごとに農林水産大臣による承認を受けることになっています。薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に基づく新しい動物用医薬品の承認申請があった場合や動物用医薬品の成分に対して食品衛生法に基づく残留基準を設定する場合等に、食品安全委員会がリスク評価を行います。

食品安全委員会の動物用医薬品専門調査会（15名の専門委員で構成。）において、動物用医薬品について、安全性に関する試験成績（長期毒性、発がん性、生殖発生毒性、遺伝毒性等の各種毒性及び薬物動態試験等）等を用いて調査審議を行い、食品を通してヒトの体内に入る動物用医薬品の一日摂取許容量（ADI）※1設定等のためのリスク評価をしています。

食品安全委員会のリスク評価を踏まえ、厚生労働省は食品の残留基準を設定し、農林水産省は動物用医薬品を承認します。

動物用医薬品専門調査会のご紹介

動物用医薬品専門調査会座長
（一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・毒性部長）

あおやま ひろあき
青山 博昭



皆さん方の中には、動物用医薬品のリスクを食品安全委員会が評価すると聞くと、何となく違和感をお持ちになられる方がいらっしゃるかもしれません。動物に投与される医薬品のリスクと食の安全との間には、どのような関係があるのでしょうか。

私たち動物用医薬品専門調査会が評価の対象とする化合物は、ペットとして飼育される伴侶動物や愛玩動物に投与される薬剤ではなく、病気の治療や感染症の発生を抑えるために、牛、豚、羊、鶏等の家畜に投与される医薬品です。これらの化合物は、農薬や食品添加物等と同様に、食肉、牛乳、卵等の食品にわずかな

がら残留する可能性があります。また、肉や生乳を加工した食品（ハム、ソーセージ、ベーコン、チーズ、バター等）にそれらの化合物が残留する可能性も否定できません。したがって、我が国で生産される動物に投与される薬剤だけでなく、外国から輸入される畜水産物を汚染する可能性のある薬剤についても、それらが食品としての畜水産物に残留する可能性がある限り、ヒトの健康に及ぼすリスクを事前に評価する必要が生じます。動物用医薬品については、多くの場合、それらの薬剤を投与される動物に対する安全性がすでに評価されています。また、ヒト用の医薬品が

家畜に投与される場合もあります。しかし、注射薬あるいは塗布薬として使用される薬剤については経口摂取時の安全性に関する情報が不足している場合もあるので、ヒトが食品を介して経口摂取した際のリスクを改めて科学的に評価することが必要になるのです。

私たち動物用医薬品専門調査会は、世界各国で得られたデータや信頼に足るリスク評価資料を参照し、時には構造が類似する類縁化合物のデータから活性や薬理作用を推測して、ヒトの健康に対するリスクを可能な限り正確に評価すべく最善を尽くしています。

※1 一日摂取許容量（ADI）：ヒトがある物質を一生にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される体重1kg当たり・一日当たりの摂取量のこと。